

岡本隆子議員からの一般質問

【御嵩町リニア残土の埋め立てについての要望書や意見書について】

○岡本議員

御嵩町リニア残土埋め立てに関しての要望書や意見書について、これまでに3団体から要望書や意見書が提出されました。2023年3月に、生態学の研究者を代表する「日本生態学会 自然保護専門委員会」が、事業区域の変更を求める要望書を、御嵩町とJR東海に提出し、古田知事と国土交通省、環境省、両大臣に要望書の提出を報告する文書を送っています。また、8月には「公益財団日本野鳥の会、日本野鳥の会岐阜」が、環境省の重要湿地に選定された美佐野ハナノキ湿地群が、サシバ、ミゾゴイなど希少鳥類の貴重な生息地であるとし、JR東海が進めるリニア残土の埋め立て事業の計画変更を求める要望書を御嵩町、JR東海、岐阜県、環境省に提出しました。さらに10月には、「NPO法人ラムサール・ネットワーク日本」が、御嵩町と岐阜県に対して、美佐野ハナノキ湿地群の保全を求める意見書を提出しています。

そこで質問です。御嵩町として、これらの要望書や意見書をどのように受けとめ、対応しますか。

2番目、野鳥の会とラムサール・ネットワークは、岐阜県に対しても要望書等を提出していますが、それに関して、県の方から御嵩町に対して何か指示等はありませんでしょうか。

3番目、このような情報はリニア発生土置き場計画審議会で開示、説明されるのでしょうか。

以上の質問ですので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○町長

1つ目の質問についてお答えします。

岡本議員の質問中にごさいました、「日本生態学会 自然保護専門委員会」様からの要望書は、令和5年3月に事務局にて受け取りました。また、「日本野鳥の会及び日本野鳥の会岐阜」様からの要望書は、同年8月、冒頭で私が直接受け取り、「ラムサール・ネットワーク日本」様からの意見書は、同じく10月に事務局にて受け取りました。それぞれの団体のご担当者から概ね1時間ほど、いただいたご要望やご意見の趣旨など、内容を丁寧にお聞きしながらご説明を受けておりました、事務局から報告は全て聞いております。

いただいた要望書や意見書の概要は議員ご質問のとおりであり、湿地や生物・自然環境分野の先生方や精通された方からは学識的な知見を、また、保全・保護団体としての長年の活動に基づく、希少種などの貴重な情報を外部からいただけたと思っております。

一方で、この問題は私たちの住む御嵩町内の計画に関するものでありまして、各団体が求められた計画の変更や保全については、地元の皆様の理解を得ながら町と町民が主体的に、一緒になって解決していかなければならない問題であるとの認識でございます。

また、先に、西村前環境大臣のコメントにもございましたが、関係自治体である町と事業者であるJR東海が適切に環境配慮を行うことが必要だと考えております。

その上で、「日本生態学会 自然保護専門委員会」様からいただいた要望書にあつては、「情報公開と対話」を求める事項がございました。要望としましては、「計画の内容や情報を十分わかりやすく公表すること」、「賛成、反対の立場を超え、透明性と公平性をもった幅広い議論の場を確保すること」、「結論を急がず、地域の懸念や疑問に真摯に対応すること」の3点いただきましたが、まさしく認識は私も同じでありまして、このたび設置いたしました「御嵩町リニア発生土置き場計画審議会」は、こういったご要望やご意見にお応えできる形になっていると思います。

審議会には、地元の皆様や町内の方々を中心に各界・各層からご就任いただきました委員の皆様において、本件のような湿地や生物・自然環境におけるご要望やご意見も含めて、様々な視点から話し合い、それぞれの意見を出し合ってください、解決に向かってより良い

計画に導くための幅広い検討の上で、JR東海との協議に臨む町の方針について答申いただくよう、お願いしたところでございます。従いまして、諮問した立場として、今は審議会による活発な議論を期待しているところでございます。以上でございます。

○田中企画調整担当参事

2つ目、3つ目の質問につきましては私からお答えいたします。

2つ目、県から町に対する指示の部分についてですが、それぞれの団体から要望書や意見書を受け取りました際の確認、あるいは報道記事により、岐阜県知事宛てにも同様の書類が提出なされたことは承知しておりますが、この件につきまして、県から町に対する意見や指示等をいただいたことはございません。

3つ目、審議会への開示、説明についてでございます。御嵩町発生土置き場に関する環境影響評価準備書の知事意見に基づいた今後の手続きの中で、このような要望書や意見書を受け取りました県から町に対する意見や指示があることは、想定しておりません。

今後、計画に対する要望書や意見書を団体等から受け取りました際の対応につきましては、事務局からリニア発生土置き場計画審議会の会長にお諮りしたうえで、その指示に従いまして開示やご説明など対応してまいります。私からの答弁は以上でございます。

○岡本議員

はい。ありがとうございます。2番目、3番目の質問につきましては、県の方からなんら指示は無いということ、審議会については会長に諮って了解が得られれば、開示や説明をするというところで、それで良いと思います。

1点目の質問について、町長からご答弁いただきましたが、1点だけ、町長に確認させていただきたいのですけれども、町と事業者が適切に環境に配慮し、取り組んでいくわけですけれども、ラムサール・ネットワークからの要望の中で、こういう記述があったので、少し読み上げさせていただきます。「そもそも、町及び事業者等が一体となって、希少野生生物を保護し、生物多様性の確保を図ることを目的とする「御嵩町希少野生生物保護条例」に照らしても、町は重要な湧水湿地である美佐野ハナノキ湿地群を希少野生生物保護区域に指定し、その保全を図る責務があります。県やJR東海に対しては、町は保護区域の保全に向けた措置を講ずることを要請しなければなりません。」とありまして、保護区域という言葉が出てくるのですけれども、この保護区域については、私も以前、質問しましたけれども、今こそ、町長が代わられまして、改めて保護区域の設定を考えていくべきではないかというふうに思うのですけれども、町長はこの件に対してはどのようなお考えでしょうか。町長にお伺いします。

○町長

質問にお答えしたいと思います。ラムサール・ネットワーク日本の意見書に記載のありました保護区域の指定について、でございますけれども、保護区域となりますと、その中で行われるそれぞれの権利、私権の制限につながるということがございます。とすれば、当然その保護区域がどの範囲に及ぶのかという指定範囲、或いは私権の制限につながることでございますので当然、利害関係者との調整、或いは理解の醸成ということなるでしょうし、適切な管理主体、或いは保全の取り組み協議というものが必要だと思います。こういったこともございますので、慎重に丁寧な検討が求められるというふうに感じております。以上です。

○岡本議員

保護区域に関しましては、以前にも田中参事からご答弁いただいたんですけれども、保護区域について、どの範囲を保護区域にするのか、持ち主が町ではなくて民間の方である、など当然起こってくるわけですけれども、「ワイズユース」という考え方が基本だと

思うので、ここは（所有者が）町ではないので保護区域にすることはできないとか、そういうことではないと思いますが、そのこともしっかり研究をしていただきまして、ここは非常に貴重なところだということ色々な団体からも言われておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいということをお願いして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

以上